



平成 30 年 2 月 9 日

各 位

会 社 名 セブンシーズホールディングス株式会社  
代表者名 代表取締役社長 藤堂 裕隆  
(コード番号 3750 東証第二部)  
問合せ先 取締役経営企画部長 関 裕司  
(TEL. 03-5501-4100)

## (訂正)「子会社の異動及び連結子会社による株式取得(孫会社化)

### に関するお知らせ」の一部訂正について

当社は、平成 29 年 11 月 27 日付け「子会社の異動及び連結子会社による株式取得(孫会社化)に関するお知らせ」の記載内容に一部訂正すべき事項がありましたので、下記のとおり訂正いたします。なお、訂正箇所は網掛けで表示しております。

#### 1. 訂正理由

平成 29 年 11 月 27 日付け「子会社の異動及び連結子会社による株式取得(孫会社化)に関するお知らせ」(以下、「本開示」といいます。)にて開示いたしましたとおり、当社は、ナッツリアルエステート合同会社の持分を取得し、また、ナッツリアルエステート合同会社を営業者とする匿名組合を通じて、株式会社仙石原開発(以下「訂正対象会社」といいます。)及び池田不動産株式会社の各株式並びに合同会社バロンの持分を取得し、これらの会社を金融商品取引法第 166 条第 5 項の「子会社」とする前提で、子会社の異動に該当する旨の開示をいたしました。

しかしながら、平成 30 年 3 月期第 3 四半期の決算作業を行う過程において精査したところ、訂正対象会社の株式については、それ以外の 2 社と異なり、専ら株式売却益の取得を目的として取得されたものであったことから「売却等により当該他の企業の議決権の大部分を所有しないこととなる合理的な計画があること」などの企業会計基準適用指針第 22 号「連結財務諸表における子会社及び関連会社の範囲の決定に関する適用指針」の第 16 項(4)に定める基準をすべて満たし、その結果、会計基準上、「子会社に該当しないこと」にあたるものが判明いたしましたので、以下のとおり、本開示のうち訂正対象会社にかかる部分を訂正することといたしました。

#### 2. 訂正箇所

「2. 異動する子会社の概要」の株式会社仙石原開発は当社の子会社該当しない為削除し、番号を繰り上げます。

「3. 株式(持分)取得の相手先の概要」の株式会社仙石原開発を削除します。

「4. 異動前後の出資状況及び取得株式数、取得価額及び取得前後の所有株式の状況」の株式会社仙石原開発を削除し、(注)を追加いたします。

#### 3. 訂正内容

##### 【訂正前】

#### 2. 異動する子会社の概要

##### ①

(1)	名 称	ナッツリアルエステート合同会社
(2)	所 在 地	東京都港区元赤坂一丁目 1 番 8 号
(3)	代表者の役職・氏名	代表社員 一般社団法人ナッツリアルエステート 職務執行者 山本顕三

(4)	事業内容	投資業、不動産事業、不動産流動化における匿名組合の組成	
(5)	資本金	30万円	
(6)	設立年月日	平成29年11月13日	
(7)	資本金の出資者・出資比率	一般社団法人ナッツリアルエステート 100%	
(8)	上場会社と当該会社との関係	資本関係	該当事項はありません。
		人的関係	該当事項はありません。
		取引関係	該当事項はありません。

(注) 平成29年11月に設立のため、記載すべき経営成績及び財政状態はありません。

②

(1)	名称	株式会社仙石原開発		
(2)	所在地	東京都港区元赤坂一丁目1番8号		
(3)	代表者の役職・氏名	代表取締役 黒崎知岳		
(4)	事業内容	ホテル、旅館、レストランの経営 不動産事業		
(5)	資本金	20万円		
(6)	設立年月日	平成26年2月7日		
(7)	大株主及び持株比率	守秘義務により非開示としております。		
(8)	上場会社と当該会社との関係	資本関係	該当事項はありません。	
		人的関係	該当事項はありません。	
		取引関係	該当事項はありません。	
(9)	最近3年間の経営成績及び財政状態(単位:千円)			
	決算期	平成27年1月期	平成28年1月期	平成29年1月期
	純資産	△50	△120	△36,345
	総資産	51,349	52,515	92,746
	売上高	0	0	0
	営業利益	△15,360	△14,057	△13,067
	経常利益	△15,360	△14,160	△36,155
	当期純利益	△250	△70	△36,225

③

(1)	名称	池田不動産株式会社		
(2)	所在地	東京都大田区大森北五丁目8番11号		
(3)	代表者の役職・氏名	代表取締役 垂見富男		
(4)	事業内容	不動産事業		
(5)	資本金	3,000万円		
(6)	設立年月日	昭和35年3月24日		
(7)	大株主及び持株比率	守秘義務により非開示としております。		
(8)	上場会社と当該会社との関係	資本関係	該当事項はありません。	
		人的関係	該当事項はありません。	
		取引関係	該当事項はありません。	
(9)	最近3年間の経営成績及び財政状態(単位:千円)			
	決算期	平成26年10月期	平成27年10月期	平成28年10月期
	純資産	243,238	244,937	242,866
	総資産	266,597	262,270	261,066
	売上高	37,786	41,612	42,092
	営業利益	△1,528	788	△2,271
	経常利益	2,621	1,370	△1,891
	当期純利益	2,441	1,699	△2,071

④

(1)	名称	合同会社バロン		
(2)	所在地	東京都港区元赤坂一丁目1番8号		
(3)	代表者の役職・氏名	代表社員 一般社団法人 SH14 職務執行者 黒崎知岳		
(4)	事業内容	投資業、不動産事業、不動産流動化における匿名組合の組成		
(5)	資本金	30万円		

(6)	設 立 年 月 日	平成 28 年 10 月 25 日	
(7)	資 本 金 の 出 資 者 ・ 出 資 比 率	守秘義務契約により非開示としております。	
(8)	上 場 会 社 と 当 該 会 社 と の 関 係	資本関係	該当事項はありません。
		人的関係	該当事項はありません。
		取引関係	該当事項はありません。
(9)	最近 3 年間の経営成績及び財政状態 (単位：千円)		
	決算期	平成 29 年 9 月期	
	純資産	△105,461	
	総資産	1,954,538	
	売上高	0	
	営業利益	△88,756	
	経常利益	△105,697	
	当期純利益	△105,761	

(注) 合同会社バロンは、平成 28 年 10 月に設立のため、平成 29 年 9 月期のみ記載しております。

### 3. 株式 (持分) 取得の相手先の概要

#### ① ナツリアルエステート合同会社

(1)	名 称	一般社団法人ナツリアルエステート	
(2)	所 在 地	東京都港区元赤坂一丁目 1 番 8 号	
(3)	代表者の役職・氏名	代表理事 山本顕三	
(4)	事 業 内 容	資産の流動化取引業務	
(5)	設 立 年 月 日	平成 29 年 11 月 13 日	
(6)	基 金 の 抛 出 者 ・ 抛 出 比 率	株式会社赤坂国際会計 100%	
(7)	上 場 会 社 と 当 該 会 社 と の 関 係	資本関係	該当事項はありません。
		人的関係	該当事項はありません。
		取引関係	該当事項はありません。
		関連当事者への 該当状況	該当事項はありません。

②株式会社仙石原開発及び③池田不動産株式会社並びに④合同会社バロンの取得先につきましては、取得先からの要請による譲渡契約上の守秘義務に基づき非開示とさせていただきます。なお、取得先と当社との間には資本関係、人的関係及び取引関係はなく、当社の関連当事者にも該当していません。

### 4. 異動前後の出資状況及び取得株式数、取得価額及び取得前後の所有株式の状況

#### ① ナツリアルエステート合同会社

(1)	異動前の出資割合	0%
(2)	取得価額	30 万円
(3)	異動後の出資割合	100%

#### ② 株式会社仙石原開発

(1)	異動前の所有株式数	0 株 (議決権の数：0 個) (議決権所有割合：0%)
(2)	取得株式数	200 株 (議決権の数：200 個)
(3)	取得価額	20 万円
(4)	異動後の所有株式数	200 株 (議決権の数：200 個) (議決権所有割合：100% (うち、間接所有分 100%))

#### ③ 池田不動産株式会社

(1)	異動前の所有株式数	0 株 (議決権の数：0 個) (議決権所有割合：0%)
(2)	取得株式数	60,000 株 (議決権の数：60,000 個)
(3)	取得価額	1,026 百万円
(4)	異動後の所有株式数	60,000 株 (議決権の数：60,000 個) (議決権所有割合：100% (うち、間接所有分 100%))

④ 合同会社バロン

(1) 異動前の出資割合	0%
(2) 取得価額	30万円
(3) 異動後の出資割合	100% (うち、間接所有分 100%)

【訂正後】

①

(1) 名 称	ナッツリアルエステート合同会社		
(2) 所在地	東京都港区元赤坂一丁目1番8号		
(3) 代表者の役職・氏名	代表社員 一般社団法人ナッツリアルエステート 職務執行者 山本顕三		
(4) 事業内容	投資業、不動産事業、不動産流動化における匿名組合の組成		
(5) 資本金	30万円		
(6) 設立年月日	平成29年11月13日		
(7) 資本金の出資者 ・ 出資比率	一般社団法人ナッツリアルエステート 100%		
(8) 上場会社と 当該会社との関係	資本関係	該当事項はありません。	
	人的関係	該当事項はありません。	
	取引関係	該当事項はありません。	

(注) 平成29年11月に設立のため、記載すべき経営成績及び財政状態はありません。

②

(1) 名 称	池田不動産株式会社		
(2) 所在地	東京都大田区大森北五丁目8番11号		
(3) 代表者の役職・氏名	代表取締役 垂見富男		
(4) 事業内容	不動産事業		
(5) 資本金	3,000万円		
(6) 設立年月日	昭和35年3月24日		
(7) 大株主及び持株比率	守秘義務により非開示としております。		
(8) 上場会社と 当該会社との関係	資本関係	該当事項はありません。	
	人的関係	該当事項はありません。	
	取引関係	該当事項はありません。	
(9) 最近3年間の経営成績及び財政状態 (単位:千円)			
決算期	平成26年10月期	平成27年10月期	平成28年10月期
純資産	243,238	244,937	242,866
総資産	266,597	262,270	261,066
売上高	37,786	41,612	42,092
営業利益	△1,528	788	△2,271
経常利益	2,621	1,370	△1,891
当期純利益	2,441	1,699	△2,071

③

(1) 名 称	合同会社バロン		
(2) 所在地	東京都港区元赤坂一丁目1番8号		
(3) 代表者の役職・氏名	代表社員 一般社団法人 SH14 職務執行者 黒崎知岳		
(4) 事業内容	投資業、不動産事業、不動産流動化における匿名組合の組成		
(5) 資本金	30万円		
(6) 設立年月日	平成28年10月25日		
(7) 資本金の出資者 ・ 出資比率	守秘義務契約により非開示としております。		
(8) 上場会社と 当該会社との関係	資本関係	該当事項はありません。	
	人的関係	該当事項はありません。	
	取引関係	該当事項はありません。	

(9)	最近3年間の経営成績及び財政状態（単位：千円）	
	決算期	平成29年9月期
	純資産	△105,461
	総資産	1,954,538
	売上高	0
	営業利益	△88,756
	経常利益	△105,697
	当期純利益	△105,761

(注) 合同会社バロンは、平成28年10月に設立のため、平成29年9月期のみ記載しております。

### 3. 株式（持分）取得の相手先の概要

#### ① ナッツリアルエステート合同会社

(1)	名 称	一般社団法人ナッツリアルエステート	
(2)	所 在 地	東京都港区元赤坂一丁目1番8号	
(3)	代表者の役職・氏名	代表理事 山本顕三	
(4)	事 業 内 容	資産の流動化取引業務	
(5)	設 立 年 月 日	平成29年11月13日	
(6)	基金の拠出者・ 拠出比率	株式会社赤坂国際会計 100%	
(7)	上場会社と 当該会社との関係	資本関係	該当事項はありません。
		人的関係	該当事項はありません。
		取引関係	該当事項はありません。
		関連当事者への 該当状況	該当事項はありません。

②池田不動産株式会社及び③合同会社バロンの取得先につきましては、取得先からの要請による譲渡契約上の守秘義務に基づき非開示とさせていただきます。なお、取得先と当社との間には資本関係、人的関係及び取引関係はなく、当社の関連当事者にも該当していません。

### 4. 異動前後の出資状況及び取得株式数、取得価額及び取得前後の所有株式の状況

#### ① ナッツリアルエステート合同会社

(1)	異動前の出資割合	0%
(2)	取得価額	30万円
(3)	異動後の出資割合	100%

#### ② 池田不動産株式会社

(1)	異動前の所有株式数	0株（議決権の数：0個） （議決権所有割合：0%）
(2)	取得株式数	60,000株（議決権の数：60,000個）
(3)	取得価額	1,026百万円
(4)	異動後の所有株式数	60,000株（議決権の数：60,000個） （議決権所有割合：100%（うち、間接所有分100%））

#### ③ 合同会社バロン

(1)	異動前の出資割合	0%
(2)	取得価額	30万円
(3)	異動後の出資割合	100%（うち、間接所有分100%）

(注) 株式会社仙石原開発につきましては、ナッツリアルエステート合同会社が組成する匿名組合を通じて全株式を所有しておりますが、専ら株式売却益の取得を目的として取得されたものであったことから「売却等により当該他の企業の議決権の大部分を所有しないこととなる合理的な計画があること」などの企業会計基準適用指針第22号「連結財務諸表における子会社及び関連会社の範囲の決定に関する適用指針」の第16項(4)に定める基準をすべて充たし、その結果、会計基準上、子会社に該当いたしません。

以 上